別表第2（第6条関係）

丸亀市公有財産図面調製基準

Ⅰ　総則

(図面の種別)

1　図面は、公有財産の1施設ごとに次に掲げる区分により調製しなければならない。ただし、このほか必要と認める図面を調製することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 図面の種別 |
| 土地 | 位置図・公図謄写図・平面図・地積測量図 |
| 建物 | 位置図・建物配置図・各階平面図・求積平面図 |
| 工作物 | 位置図・配置図・求積図 |
| その他 | 適宜 |

(既存図面の利用)

2　図面は、位置図、公図謄写図を除き実測により調製するものとする。ただし、購入、新築等の際調製された図面で実測にかえることのできるものがある場合は、これを利用することができる。

(図面の明示事項)

3　図面の各葉には、次に掲げる事項を様式第1号により右方下部に記載しなければならない。ただし、方位は適宜の位置に表示するものとする。

(1)　施設名称及び図面番号(一施設を通じた一連番号とする。)並びに図面の名称(位置図、配置図等をいう。)

(2)　所在(代表地番)

(3)　縮尺及び方位

(4)　調製年月日及び調製者の職名又は資格及び氏名

(5)　地積測量図にあっては、第12項に定める事項

(用紙及び仕上げ)

4　図面に使用する用紙は、永久保存に適するものとし、おおむね次に掲げる用紙を使用し、原図は墨入仕上げとする。

(1)　測量原図は、ケント紙とする。

(2)　複製用複写原図は、トレーシングマイラー又は上質のトレーシングペーパーとする。

(3)　複製図は、上質の感光紙とする。

(記号)

5　図面に記入する記号は、地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)に定める記号による。ただし、これにより難いときは、用例を図上に表示して適宜記号を設けることができる。

Ⅱ　図面の作成要領

(位置図)

6　位置図は、1施設ごとに1葉にしなければならない。ただし、他の図面の余白に記入し、又は既刊の地図をもって位置図にかえることができる。

(配置図等)

7　配置図、平面図及び地積測量図は、1施設ごとに1葉に調製しなければならない。ただし、これにより難いときは、変更することができる。

(図面の縮尺)

8　平面図及び地積測量図の縮尺は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、これにより難いときは変更することができる。

(1)　面積がおおむね1万平方メートル未満の土地は、1/250又は1/500

(2)　面積がおおむね1万平方メートル以上の土地は、1/500又は1/1000

(3)　建物及び工作物についてはその大きさにより　1/50～1/500

(4)　前3号に掲げるもの以外は、適宜

(境界標及び固定物の表示)

9　土地の平面図には、境界線の位置及び境界標を明示し、付近に固定物(建物基礎等)がある場合には、一定点の拡大図を明示して境界点との距離を記入しなければならない。

10　隣接地所有者又は管理者と丸亀市公有財産管理規則(平成17年規則第46号)第23条第1項の規定に基づく境界確定が完了している部分がある場合は、その箇所を明示しておかねばならない。

11　境界線上に構造物等(ブロック塀等)の不動物がある場合は、それも明示しなければならない。

(地積測量図の明示事項)

12　地積測量図には、測量の年月日、方法(多角測量、平板測量等の別)、使用機器、誤差限度、実施者、実測面積及び面積測定方法(三斜法等の別)を記入しなければならない。

(維持管理)

13　この基準に基づき調製した図面の補正は担当部課で、原図の保管は総務部財務課で行うものとする。

様式第1号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称 | |  | | 図面番号 | | |  | | | | 縮尺 |  |
| 所在 | |  | | | | 図面の名称 | | | |  | | |
| 測量 | 方法使用機器誤差限度年月日実施者 | |  | 実施面積面積測定方法調製年月日 | | | |  | | | | |
| 調製者 | 職名又は資格 | | | |  | | | |
| 氏名 | | | |  | | | |